

平成 27 年 5 月 14 日

各 位

会 社 名 野村マイクロ・サイエンス株式会社 代表者名 代表 取締役会長兼社長 千田豊作 (コード番号:6254) 問合せ先 取締役常務執行役員管理本部長 横川 收 (TEL 046-228-5195)

# 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月14日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成27年6月23日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

### 1. 変更の理由

社外取締役及び社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、有用な人材の招聘を継続的に行うことができるようにするため現行定款に所要の変更を行うものであります。また、上記規定の新設に伴い定款第37条に所要の変更を行うものであります。なお、定款第28条第2項の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

## 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております)

		(工)が印力は交叉回力でかっておりより
現行定款		変更案
(取締役の責任免除)		(取締役の責任免除)
第28条	(条文省略)	第28条 (現行どおり)
	(新 設)	2. 当会社は、社外取締役との間に会社法第
		423条第1項の損害賠償責任について法
		令に定める要件に該当する場合には、損
		害賠償責任を限定する契約を締結する
		ことができる。ただし、当該契約に基づ
		く損害賠償責任の限度額は、法令が規定
		する額とする。
第29条~第35	5条 (条文省略)	第29条~第35条 (現行どおり)
(監査役の責任免除)		(監査役の責任免除)
第36条	(条文省略)	第36条 (現行どおり)
	(新 設)	2. 当会社は、社外監査役との間に会社法第
		423条第1項の損害賠償責任について法
		令に定める要件に該当する場合には、損
		害賠償責任を限定する契約を締結する
		ことができる。ただし、当該契約に基づ
		く損害賠償責任の限度額は、法令が規定
		する額とする。

#### 現行定款 変更案 (会計監査人の責任限定契約) (会計監査人の責任限定契約) 第37条 当会社は、会社法第427条第1項の規 第37条 当会社は、会計監査人との間に会社法第 定により、会計監査人との間に同法 423条第1項の損害賠償責任について法 第423条第1項の責任を限定する契約 令に定める要件に該当する場合には、損 を締結することができる。ただし、 害賠償責任を限定する契約を締結する 当該契約に基づく責任の限度額は、 ことができる。ただし、当該契約に基づ 法令が規定する額とする。 く損害賠償責任の限度額は、法令が規定 する額とする。 第38条~第41条 (条文省略) 第38条~第41条 (現行どおり)

## 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 定款変更の効力発生日 平成 27 年 6 月 23 日 (予定) 平成 27 年 6 月 23 日 (予定)

以 上